

は佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所、塩尻市にあつては松本地方事務所、須坂市及び更埴市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所)」に改める。

人事活性課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第35号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「室、局、課」を「局、室、課、チーム」に改める。

第5条第1項中「又は」を「又は委員会、」に改める。

第6条第1項中「部長(」の次に「経営戦略局長、」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「高速道・北陸新幹線局の次長(その事務について高速道・北陸新幹線局長があらかじめ指定した次長に限る。)、会計局の次長」を「産業活性化・雇用創出推進局長、チームリーダー」に改め、「並びに第1項」を削り、「第6項」を「第5項」に、「第7条」を「次条」に、「ただし」を「ただし、別表第5に掲げる事項については、政策チーム、公共事業改革チーム、行政システム改革チーム、人事活性化チーム及び財政改革チームに係るものにあつては広報広聴チームリーダーが」に、「別表第5に掲げる事項は、」を「ものにあつては」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 本庁の係長若しくは班長又は係若しくは班を置いて分掌させている事務以外の事務について課長があらかじめ指定した職員が専決する事項は、照会、回答等で内容の軽易なものとする。

第6条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「会計局」を「会計課」に改め、同項を同条第5項とする。

第9条第1項中「(政策秘書室長を含む。次項において同じ。)」を削り、同条第3項中「会計局の次長」を「会計課長」に改め、同条第4項中「(高速道・北陸新幹線局が

つかさどる事務にあつては高速道・北陸新幹線局長、土木部長及び高速道・北陸新幹線局長がともに不在のときはあらかじめその事務について土木部長が指定した高速道・北陸新幹線局長の次長。以下この項において同じ。)を削り、同条第5項を削り、同条第6項中「会計局の次長」を「会計課長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「高速道・北陸新幹線局及び会計局にあつては次長があらかじめ指定した次長補佐」を「課長補佐を置かない課にあつては知事の承認を受けてあらかじめ課長が指定した職員、産業活性化・雇用創出推進局にあつては知事の承認を受けてあらかじめ産業活性化・雇用創出推進局長が指定した職員、監理課にあつては課長補佐又はその事務について知事の承認を受けてあらかじめ監理課長が指定した職員、チームにあつては知事の承認を受けてあらかじめチームリーダーが指定した職員」に改め、「(市町村課まちづくり支援室、労政課雇用対策室及び企画課地球環境室を除く。)」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「会計局」を「会計課」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の1中「、長野県名古屋事務所、長野県大阪事務所」を削り、同(2)中「8,000万円以上の工事のしゅん工検査」を「1,000万円以上の工事の検査」に、「5,000万円以上で技術的難度が高い工事のしゅん工検査」を「500万円以上の工事に係る測量、調査、設計等の委託業務の検査」に改め、同2の(2)中「長野県東京事務所長、長野県名古屋事務所長及び長野県大阪事務所長」を「当該機関の長において管理することが適当と認められるとき」に改め、同5の(10)のアを次のように改める。

ア 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の規定に基づく次の事項

- (ア) 第6条第1項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理
- (イ) 第7条第1項の規定によるばい煙発生施設の使用の届出の受理
- (ロ) 第8条第1項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理
- (ハ) 第9条の規定による計画変更又は計画廃止の命令
- (ニ) 第10条第2項の規定による実施制限期間の短縮(第18条の13第1項において準用する場合を含む。)
- (ホ) 第11条の規定による氏名の変更等の届出の受理(第18条の13第2項において準用する場合を含む。(キ)において同じ。)
- (ヘ) 第12条第3項の規定による承継の届出の受理
- (セ) 第14条第1項の規定による改善命令及び使用の一時停止命令
- (ゼ) 第17条第2項の規定による事故時の通報の受理
- (エ) 第17条第3項の規定による事故時の措置命令
- (カ) 第18条第1項の規定による一般粉じん発生施設の設置の届出の受理
- (キ) 第18条第3項の規定による一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理
- (ク) 第18条の2第1項の規定による一般粉じん発生施設の使用の届出の受理

- (セ) 第18条の4の規定による基準適合命令又は使用の一時停止命令
- (ヴ) 第18条の6第1項の規定による特定粉じん発生施設の設置の届出の受理
- (ク) 第18条の6第3項の規定による特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理
- (フ) 第18条の7第1項の規定による特定粉じん発生施設の使用の届出の受理
- (ツ) 第18条の8の規定による計画変更又は計画廃止の命令
- (テ) 第18条の11の規定による改善命令及び使用の一時停止命令
- (ト) 第18条の15第1項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理
- (チ) 第18条の15第2項の規定による非常の事態における特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理
- (ニ) 第18条の16の規定による計画変更命令
- (ク) 第18条の18の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令
- (ネ) 第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (ノ) 附則第10項の規定による勧告
- (ハ) 附則第11項の規定による報告の徴収

別表第2の5の(10)のイを同ケとし、同アの次に次の事項を加える。

イ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定に基づく次の事項(湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第14条の規定により特定施設とみなされる施設に係る場合を含む。)

- (ア) 第5条の規定による特定施設の設置の届出の受理
- (イ) 第6条の規定による特定施設の使用の届出の受理
- (ウ) 第7条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理
- (エ) 第8条の規定による計画変更命令又は計画廃止命令
- (オ) 第9条第2項の規定による実施制限期間の短縮
- (カ) 第10条の規定による氏名の変更等の届出の受理
- (キ) 第11条第3項の規定による承継の届出の受理
- (ク) 第13条第1項の規定による改善命令又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止命令
- (ケ) 第13条の2第1項の規定による改善命令又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止命令
- (コ) 第14条の2第1項又は第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の概要の届出の受理
- (サ) 第14条の2第3項の規定による事故時の応急措置命令
- (シ) 第14条の3第1項又は第2項の規定による地下水の水質の浄化に係る措置命令
- (ス) 第22条の規定による報告の徴収及び立入検査

ウ 湖沼水質保全特別措置法の規定に基づく次の事項

- (7) 第8条の規定による計画変更命令
- (イ) 第10条の規定による改善命令
- (ウ) 第15条第1項の規定による指定施設の設置の届出の受理及び同条第2項(第16条第2項、第17条第3項及び第18条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通報の受理
- (エ) 第16条第1項の規定による指定施設の使用の届出の受理
- (オ) 第17条第1項の規定による指定施設の構造等の変更及び同条第2項の規定による氏名等の変更又は指定施設の使用等の廃止の届出の受理
- (カ) 第18条第2項の規定による指定施設の承継の届出の受理
- (キ) 第20条第1項(第22条において準用する場合を含む。)の規定による改善勧告及び同条第2項(第22条において準用する場合を含む。)の規定による改善命令
- (ク) 第21条第1項(第22条において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収及び立入検査
- (ケ) 第24条の規定による指導、助言及び勧告

エ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の規定に基づく次の事項

- (7) 第3条第3項の規定による公害防止統括者の届出の受理
- (イ) 第4条第3項の規定による公害防止管理者の届出の受理
- (ウ) 第5条第3項の規定による公害防止主任管理者の届出の受理
- (エ) 第6条第2項の規定による代理者の届出の受理
- (オ) 第11条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

オ ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の規定に基づく次の事項

- (7) 第12条第1項の規定による特定施設の設置の届出の受理
- (イ) 第13条第1項又は第2項の規定による特定施設の使用の届出の受理
- (ウ) 第14条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理
- (エ) 第15条の規定による計画変更又は計画廃止の命令
- (オ) 第17条第2項の規定による実施制限期間の短縮
- (カ) 第18条の規定による氏名の変更等の届出の受理
- (キ) 第19条第3項の規定による承継の届出の受理
- (ク) 第22条第1項の規定による改善命令又は使用の一時停止命令
- (ケ) 第23条第2項の規定による事故時の通報の受理
- (コ) 第23条第3項の規定による事故時の措置命令
- (ク) 第28条第3項の規定による測定結果の報告の受理

- (シ) 第34条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- カ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）の規定に基づく次の事項
- (7) 第10条第1項の規定による登録（県外に主たる事務所を置く者に係るものを除く。(イ)から(ス)までにおいて同じ。)
- (イ) 第10条第2項の規定による通知
- (ウ) 第11条第1項の規定による登録の拒否
- (エ) 第11条第2項の規定による通知
- (オ) 第12条第1項の規定による登録の更新（第28条及び第33条第1項において準用する場合を含む。(カ)から(ク)までにおいて同じ。)
- (カ) 第13条第1項の規定による変更の届出の受理
- (キ) 第15条第1項の規定による廃業等の届出の受理
- (ク) 第16条の規定による登録の抹消
- (ケ) 第22条第2項の規定による報告の受理（第33条第1項において準用する場合を含む。)
- (コ) 第23条の規定による指導及び助言
- (カ) 第24条第1項の規定による勧告
- (シ) 第24条第2項の規定による勧告
- (ス) 第24条第3項の規定による措置命令
- (セ) 第26条第1項の規定による登録
- (リ) 第26条第2項の規定による登録
- (ク) 第27条第1項の規定による登録の拒否
- (フ) 第27条第2項の規定による通知
- (ニ) 第30条第1項の規定による登録
- (ヘ) 第30条第2項の規定による通知
- (ト) 第31条第1項の規定による登録の拒否
- (チ) 第31条第2項の規定による通知
- (ニ) 第42条第1項の規定による指導及び助言
- (ク) 第43条第1項の規定による勧告
- (ネ) 第43条第4項の規定による勧告
- (リ) 第43条第6項の規定による措置命令
- (ハ) 第64条第1項の規定による報告の徴収及び勧告
- (ヒ) 第64条第2項の規定による措置命令
- (7) 第70条の規定による報告の徴収（県外に主たる事務所を置く第一種フロン類回収業者に係るものを除く。(ハ)において同じ。)
- (ハ) 第71条第1項の規定による立入検査

キ 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の規定に基づく次の事項

- (7) 第3条第1項の規定による調査結果の報告の受理
- (4) 第3条第2項の規定による通知
- (9) 第3条第3項の規定による調査結果の報告命令及び報告内容の是正命令
- (エ) 第29条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

ク 公害の防止に関する条例(昭和48年長野県条例第11号)の規定に基づく次の事項

- (7) 第18条の規定による特定施設の設置の届出の受理
- (4) 第19条の規定による特定施設の使用の届出の受理
- (9) 第20条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理
- (エ) 第21条の規定による計画変更命令及び計画廃止命令
- (オ) 第22条第2項の規定による実施制限期間の短縮(第36条において準用する場合を含む。)
- (カ) 第23条の規定による氏名の変更等の届出の受理(第36条及び第41条において準用する場合を含む。(キ)において同じ。)
- (キ) 第24条第3項の規定による承継の届出の受理
- (ク) 第26条第1項の規定による一時停止命令及び改善命令
- (ケ) 第29条の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理
- (コ) 第30条の規定によるばい煙発生施設の使用の届出の受理
- (カ) 第31条の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理
- (シ) 第32条の規定による計画変更命令及び計画廃止命令
- (ス) 第35条の規定による一時停止命令及び改善命令
- (セ) 第37条の規定による粉じん発生施設の設置の届出の受理
- (リ) 第38条の規定による粉じん発生施設の使用の届出の受理
- (タ) 第39条の規定による粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理
- (フ) 第40条第2項の規定による一時停止命令及び基準適合命令
- (ツ) 第46条の規定による処置の勧告
- (テ) 第54条第1項の規定による公害防止協力員の任命
- (ト) 第55条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第2の5の(11)を次のように改める。

(11) 県税に関する事項

ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者に対する報償金交付要綱(昭和42年4月17日付け42税第67号総務部長通知)の規定に基づく報償金の交付

別表第2の5の(12)のアの(イ)を削り、同(ウ)を同(イ)とし、同(エ)を同(ウ)とし、同(ウ)を削り、同(34)を削り、同(33)を同(34)とし、同(30)から(32)までを1ずつ繰り下げ、同(29)中「農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第83条第1項」を「独立行

政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)第64条第1項に、「検査」を「立入検査」に改め、同(29)を同(30)とし、同(28)に次の事項を加える。

サ 水田作付体系転換緊急推進事業補助金交付要綱(平成14年7月24日付け14農技第359号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(28)を同(29)とし、同(27)を同(28)とし、同(26)を同(27)とし、同(25)のアを次のように改める。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく次の事項

(7) 第12条の3第1項の規定による身体障害者相談員の委託

(4) 第17条の21第1項の規定による報告等の命令、質問及び検査

(9) 第17条の28第1項の規定による報告等の命令、質問及び検査

別表第2の5の(25)のイの(4)中「第15条の3第2項」を「第15条の21第1項」に、「措置」を「報告等の命令、質問及び検査」に改め、同イに次の事項を加える。

(9) 第15条の28第1項の規定による報告等の命令、質問及び検査

別表第2の5の(25)を同(26)とし、同(24)のアの(4)を同(9)とし、同(7)を同(4)とし、同(4)の前に次の事項を加える。

(7) 第21条の21第1項の規定による報告等の命令、質問及び検査

別表第2の5の(24)のコの(4)を同(4)とし、同(4)を同(4)とし、同(9)の次に次の事項を加える。

(4) 第28条の2の規定による相談への対応、情報提供及び助言

別表第2の5の(24)を同(25)とし、同(18)から(23)までを1ずつ繰り下げ、同(17)の次に次の事項を加える。

(18) 廃棄物に関する事項

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づく次の事項

(7) 第8条の2第5項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の使用前検査

(4) 第9条第3項(第9条の3第10項及び第15条の2の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出の受理

(9) 第9条第4項(第9条の3第10項及び第15条の2の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物最終処分場の埋立処分の終了の届出の受理

(4) 第9条第5項(第9条の3第10項及び第15条の2の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物最終処分場の廃止の確認

(4) 第9条の2の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用停止の命令

(4) 第9条の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出の受理

- (キ) 第9条の3第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設に係る計画の変更又は廃止の命令
- (ク) 第9条の3第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る通知
- (ケ) 第9条の3第7項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出の受理
- (コ) 第9条の3第9項の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用停止の命令
- (カ) 第9条の7第2項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の承継の届出の受理
- (キ) 第12条の6の規定による産業廃棄物の適正な処理に関する勧告
- (ク) 第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項の規定による廃止等の届出の受理
- (ケ) 第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項の規定による廃止等の届出の受理
- (コ) 第15条の2第5項(第15条の2の4第2項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設の使用前検査
- (カ) 第15条の3の規定による産業廃棄物処理施設の改善又は使用停止の命令
- (キ) 第18条第1項の規定による報告の徴収
- (ク) 第19条第1項の規定による立入検査
- (ケ) 第19条の3第2号に規定する場合における改善命令
- (コ) 第19条の10第1項の規定による台帳の調製及び保管
- (カ) 第19条の10第3項の規定による台帳の閲覧
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)の規定に基づく次の事項
 - (7) 第8条の27の規定による産業廃棄物管理票交付等状況報告書の受理
 - (4) 第8条の29の規定による措置内容等報告書の受理
 - (9) 第8条の38の規定による措置内容等報告書の受理
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年長野県規則第1号)第4条第6項の規定による閲覧の停止又は禁止
- エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の規定に基づく次の事項
 - (7) 第18条第2項の規定による申告等の受理
 - (4) 第19条の規定による助言又は勧告
 - (9) 第20条の規定による命令
 - (エ) 第42条第2項の規定による報告の徴収
 - (カ) 第43条第1項の規定による立入検査(特定建設資材廃棄物の再資源化等の

適正な実施を確保するために必要なものに限る。)

- オ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)の規定に基づく次の事項
- (7) 第14条の規定による指導及び助言
 - (イ) 第16条第1項の規定による改善命令
 - (ウ) 第17条の規定による報告の徴収
 - (エ) 第18条第1項の規定による立入検査及び収去
- カ 県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議に関する指導要綱(平成3年長野県告示第246号)の規定に基づく次の事項
- (7) 第3条第1項の規定による協議書の受理
 - (イ) 第4条の規定による県外事業者に対する指導
 - (ウ) 第5条第1項の規定による県外事業者に対する通知
 - (エ) 第5条第2項の規定による条件の付与
 - (オ) 第5条第3項の規定による最終処分業者に対する通知
 - (カ) 第6条第1項の規定による届出書の受理
 - (キ) 第6条第2項の規定による変更協議書の受理
 - (ク) 第7条第2項の規定による報告の徴収
 - (ケ) 第8条第2項の規定による立入検査
 - (コ) 第9条第1項の規定による勧告
- キ 浄化槽法(昭和58年法律第43号)の規定に基づく次の事項
- (7) 第12条第1項の規定による助言、指導又は勧告
 - (イ) 第12条第2項の規定による改善又は使用停止の命令
 - (ウ) 第53条第1項の規定による報告の徴収
 - (エ) 第53条第2項の規定による立入検査
- ク 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(昭和60年長野県条例第29号)の規定に基づく次の事項
- (7) 第5条第2項(第7条第3項及び第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による市町村長への通知
 - (イ) 第5条第3項の規定による浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧
 - (ウ) 第14条第3項の規定による市町村長への通知
 - (エ) 第15条第1項の規定による報告の徴収
 - (オ) 第15条第2項の規定による立入検査
- ケ 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第25号)第3条第6項の規定による閲覧の停止又は禁止
- コ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)別表の27の(9)の規定による報告の受理

別表第2の5の(36)のうち「第2第1項第2号から第11号までに掲げる者」を「農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業者等が主たる構成員となつている団体等」に改め、同(37)のうち「小規模零細地域営農確立促進対策事業補助金交付要綱」を「同和地区農業振興事業補助金交付要綱」に改め、同(48)を削り、同(47)を同(48)とし、同(46)を同(47)とし、同(45)を同(46)とし、同(44)のオを削り、同カを同オとし、同(44)を同(45)とし、同(43)を同(44)とし、同(42)のコを同サとし、同ケを同コとし、同クの次に次の事項を加える。

ケ BSE対応畜産経営安定資金利子助成事業補助金交付要綱(平成14年5月23日付け14畜第190号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(42)を同(43)とし、同(39)から(41)までを1ずつ繰り下げ、同(38)の次に次の事項を加える。

(39) 市民農園整備に関する事項

市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)の規定に基づく次の事項

ア 第4条第2項の規定による市町村との協議(同条第5項において準用する場合を含む。)

イ 第7条第4項の規定による同意(同条第6項において準用する場合を含む。)

別表第2の5の(51)を削り、同(50)を同(51)とし、同(49)のアの(サ)を同(シ)とし、同(コ)を同(サ)とし、同(ケ)を同(コ)とし、同(ク)を同(ケ)とし、同(キ)を同(ク)とし、同(カ)を同(キ)とし、同(オ)を同(カ)とし、同(エ)の次に次の事項を加える。

(オ) 第39条第6項の規定による通知

別表第2の5の(49)のイを削り、同ウを同イとし、同エを同ウとし、同オを同エとし、同カを同オとし、同キを同カとし、同クを同キとし、同ケを同クとし、同コを同ケとし、同サ中「8,000万円以上の工事のしゅん工検査」を「1,000万円以上の工事の検査」に、「5,000万円以上で技術的難度が高い工事のしゅん工検査」を「500万円以上の工事に係る測量、調査、設計等の委託業務の検査」に改め、同サを同コとし、同シを同サとし、同スを同シとし、同セを同スとし、同ソを同セとし、同(49)を同(50)とし、同(48)の次に次の事項を加える。

(49) 国土調査に関する事項

ア 農地事業補助金交付要綱(昭和35年長野県告示第90号)の規定に基づく次の補助金の交付

(7) 地籍調査事業補助金

(4) 地籍調査管理事業補助金

イ 長野県国土調査事業補助金交付要綱(平成14年4月24日付け14農村第82号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(63)を削り、同(62)を同(63)とし、同(59)から(61)までを1ずつ繰り下げ、同(58)中「鳥獣保護及び狩猟」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化」に改め、

同アを次のように改める。

ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく次の事項

(7) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の規制に関する事項

- a 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等（学術研究及びカモシカの個体数の調整を目的としたものを除く。）の許可及び鳥類の卵の採取等（学術研究を目的としたものを除く。）の許可
- b 第9条第2項の規定による許可申請の受理（aの許可に係るものに限る。cからkまでにおいて同じ。）
- c 第9条第4項の規定による有効期間の設定
- d 第9条第5項の規定による許可条件の設定
- e 第9条第7項の規定による許可証の交付
- f 第9条第8項の規定による従事者証の交付
- g 第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付
- h 第9条第11項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理
- i 第9条第12項の規定による報告の徴収
- j 第10条第1項の規定による措置命令
- k 第10条第2項の規定による許可の取消し

(4) 鳥獣保護区に関する事項（2以上の地方事務所の管轄区域にまたがる鳥獣保護区又は特別保護地区に係るものを除く。）

- a 第28条第6項の規定による公聴会の開催（第29条第4項において準用する場合を含む。）
- b 第29条第7項の規定による許可
- c 第29条第8項の規定による許可申請の受理（bの許可に係るものに限る。dからhまでにおいて同じ。）
- d 第29条第10項の規定による許可条件の設定
- e 第30条第1項の規定による指示
- f 第30条第2項の規定による中止命令、原状回復命令及び措置命令
- g 第31条第1項の規定による立入検査
- h 第31条第2項の規定による通知

(7) 狩猟免許に関する事項

- a 第41条の規定による申請書の受理及び狩猟免許試験の実施
- b 第43条の規定による狩猟免状の交付
- c 第46条第1項の規定による届出の受理等
- d 第46条第2項の規定による狩猟免状の再交付
- e 第50条第1項の規定による狩猟免許試験の停止及び合格決定の取消し

- f 第50条第2項の規定による通知
 - g 第51条第1項の規定による申請書の受理
 - h 第51条第2項の規定による試験の実施
 - i 第51条第3項の規定による狩猟免許の更新
 - j 第52条第1項の規定による狩猟免許の取消し
 - k 第52条第2項の規定による狩猟免許の取消し及び効力の停止
 - l 第54条の規定による狩猟免状の返納の受理
- (イ) 狩猟者登録に関する事項（県内居住者に限る。）
- a 第56条の規定による申請書の受理
 - b 第57条第1項の規定による登録（第61条第3項において準用する場合を含む。c及びdにおいて同じ。）
 - c 第57条第3項の規定による通知
 - d 第58条の規定による登録の拒否
 - e 第60条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の交付
 - f 第61条第2項の規定による申請書の受理
 - g 第61条第4項の規定による登録の変更
 - h 第61条第5項の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の再交付
 - i 第63条の規定による狩猟者登録の抹消
 - j 第64条の規定による狩猟者登録の取消し及び効力の停止
 - k 第65条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の返納の受理
 - l 第66条の規定による報告の徴収
- (ロ) 報告の徴収等に関する事項
- a 第75条第1項の規定による報告の徴収
 - b 第75条第2項の規定による立入検査等
 - c 第75条第3項の規定による立入検査
 - d 第78条第1項の規定による鳥獣保護員の任命

別表第2の5の(58)のウを削り、同イ中「(2以上の地方事務所の管轄区域に係るものを除く。)」を削り、同(7)中「アの(サ)」を「アの(イ)のa」に改め、同イを同ウとし、同アの次に次の事項を加える。

- イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）の規定に基づく次の事項
- (7) 第7条第10項の規定による届出の受理
 - (イ) 第7条第11項の規定による届出の受理
 - (ウ) 第7条第12項の規定による届出の受理
 - (エ) 第7条第13項の規定による届出の受理
 - (オ) 第50条の規定による届出の受理

(カ) 第65条第10項の規定による届出の受理

別表第2の5の(58)のオ中「カモシカ対策事業補助金交付要綱(昭和60年11月25日付60治第453号林務部長通知)」を「野生鳥獣保護管理事業補助金交付要綱(平成13年9月25日付け13森第438号林務部長通知)」に改め、同(58)を同(59)とし、同(57)のア中「及び県営林道事業」を「、県営林道事業及び県営造林事業」に、「8,000万円以上の工事のしゅん工検査」を「1,000万円以上の工事の検査」に、「5,000万円以上で技術的難度が高い工事のしゅん工検査」を「500万円以上の工事に係る測量、調査、設計等の委託業務の検査」に改め、同(7)中「5,000万円」の次に「(森林整備業務にあつては1,500万円)」を、「800万円」の次に「(森林整備業務にあつては300万円)」を加え、同(57)を同(58)とし、同(56)を同(57)とし、同(55)を同(56)とし、同(54)のカ中「水土保持全森林緊急間伐実施事業等補助金交付要綱」を「間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱」に改め、同コ中「森林施業団地共同化事業補助金交付要綱(昭和47年長野県告示第425号)」を「森林整備地域活動支援交付金等交付要綱(平成14年4月23日付け14林政第43号林務部長通知)」に、「補助金の」を「交付金等の」に改め、同トを同ニとし、同テの次に次の事項を加える。

ト 地球温暖化防止のための緑づくり活動推進事業補助金交付要綱(平成14年長野県告示第311号)の規定に基づく補助金の交付

ナ 元気な森の子活動促進事業補助金交付要綱(平成14年7月1日付け14林振第249号林務部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(54)を同(55)とし、同(53)を同(54)とし、同(52)を同(53)とし、同(51)の次に次の事項を加える。

(52) 林業構造改善事業等に関する事項

ア 林業構造改善事業補助金交付要綱(昭和55年長野県告示第756号)の規定に基づく補助金の交付(長野県林業構造改善推進連絡協議会に係るものを除く。)

イ 林業経営構造対策事業補助金交付要綱(平成14年9月6日付け14林振第384号林務部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(84)を同(85)とし、同(83)のイ中「(19)」を「(20)」に、「(21)から(80)」を「(22)から(81)」に改め、「(平成11年長野県条例第46号)」を削り、同(83)を同(84)とし、同(82)を同(83)とし、同(81)を同(82)とし、同(80)中「(平成12年法律第104号)」を削り、同(80)を同(81)とし、同(76)から(79)までを1ずつ繰り下げ、同(75)のアの(マ)及び(ミ)中「第86条の2第4項」を「第86条の2第8項」に改め、同(カ)中「第86条第6項」を「第86条第8項」に、「公告」を「公告(マ)及び(ミ)の認定に係るものに限る。」に改め、同(ケ)中「第86条の2第2項」を「第86条の2第6項」に、「公告」を「公告(メ)の認定に係るものに限る。」に改め、同(ク)中「第86条の5第3項」を「第86条の5第4項」に、「公告」を「公告(ヤ)の取消しに係るものに限る。」に改め、同コを同サとし、同ケを同コとし、同クを同ケとし、同キを同クとし、

同カの(7)中「指導及び助言」を「措置命令」に改め、同(イ)中「指示」を「通知及び要請」に改め、同(エ)中「認定」を「指導及び助言」に改め、同(ケ)中「第9条」を「第12条」に改め、同(ク)を同(サ)とし、同(ク)中「第8条」を「第11条」に改め、同(ク)を同(コ)とし、同(キ)中「第7条」を「第10条」に改め、同(キ)を同(ク)とし、同(カ)中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「変更」を「計画の変更」に改め、同(カ)を同(ク)とし、同(ク)の前に次の事項を加える。

(キ) 第6条第8項において準用する建築基準法第12条第5項の規定による台帳の整備

別表第2の5の(75)のカの(オ)中「第5条第5項」を「第6条第5項(第7条第2項において準用する場合を含む。(キ)において同じ。)」に改め、同(オ)を同(カ)とし、同(エ)の次に次の事項を加える。

(オ) 第6条第3項の規定による計画の認定

別表第2の5の(75)のカに次の事項を加える。

(ソ) 第14条第1項の規定による認定

(ス) 第14条第2項において準用する建築基準法第93条第1項の規定による同意を求める申出及び同条第2項の規定による通知の受理

別表第2の5の(75)のカを同キとし、同オ中「(昭和58年法律第43号)」を削り、同オを同カとし、同エの次に次の事項を加える。

オ エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)の規定に基づく次の事項(地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るものを除く。)

(7) 第15条第1項の規定による指導及び助言

(イ) 第15条の2第1項の規定による届出の受理

(ウ) 第15条の2第2項の規定による指示

(エ) 第25条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第2の5の(75)を同(76)とし、同(74)を同(75)とし、同(73)を同(74)とし、同(72)のキ中「8,000万円以上の工事のしゅん工検査」を「1,000万円以上の工事の検査」に、「5,000万円以上で技術的難度が高い工事のしゅん工検査」を「500万円以上の工事に係る測量、調査、設計等の委託業務の検査」に改め、同(72)を同(73)とし、同(71)を同(72)とし、同(70)のイの(7)中「第15条第2項及び第3項」を「第10条第2項」に改め、「並びに認可」を削り、同(イ)から(ク)までを次のように改める。

(イ) 第10条第3項の規定による認可

(ウ) 第13条第3項の規定による許可

(エ) 第13条第6項の規定による届出の受理

(オ) 第13条第7項の規定による届出の受理

(カ) 第13条第8項の規定による届出の受理

(キ) 第14条第3項の規定による許可

(ク) 第14条第6項の規定による届出の受理

別表第2の5の(70)のイに次の事項を加える。

(ケ) 第14条第7項の規定による届出の受理

(コ) 第15条第3項第6号の規定による許可

(カ) 第16条第2項の規定による認定の申請の受理

(シ) 第16条第3項の規定による認定

(ス) 第16条第4項の規定による立入認定証の交付

(セ) 第16条第5項の規定による立入認定証の再交付

(ソ) 第25条の規定による条件の付加

(タ) 第26条第1項の規定による届出の受理

(チ) 第26条第2項の規定による措置命令

(ツ) 第26条第4項の規定による期間の延長及び通知

(テ) 第26条第6項の規定による期間の短縮

(ト) 第27条第1項の規定による中止命令、原状回復命令及び措置命令

(ナ) 第28条第1項の規定による報告の徴収

(ニ) 第28条第2項の規定による立入検査等

(ハ) 第56条第1項の規定による国の機関との協議

(ヒ) 第56条第3項の規定による通知の受理

(フ) 第56条第4項の規定による国の機関との協議

別表第2の5の(70)のエの(7)中「第46条第2項」を「第66条第2項の規定により例によることとされる同法第56条第1項若しくは第4項」に、「及び国の機関からの」を「又は同条第3項の規定による」に改め、同(70)を同(71)とし、同(64)から(69)までを1ずつ繰り下げ、同(63)の次に次の事項を加える。

(64) 中小企業の経営革新に関する事項

中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)の規定に基づく次の事項(異なる地方事務所の管轄区域に主たる事務所を置く2以上の個別中小企業者又は組合等を代表者として作成された経営革新計画に係るものを除く。)

ア 第4条第1項の規定による承認の申請の受理

イ 第4条第3項の規定による承認(第5条第3項において準用する場合を含む。)

ウ 第5条第1項の規定による変更承認の申請の受理

エ 第5条第2項の規定による承認の取消し

オ 第9条第1項の規定による確認

カ 第9条第5項の規定による確認

キ 第15条第1項の規定による調査

ク 第15条第2項の規定による指導及び助言

ケ 第16条の規定による報告の徴収

別表第2の6の(3)の「第18条第4項第3号」を「第17条の3第1項のあつせん、調整及び要請並びに第18条第3項」に改め、同(4)の「第16条第1項」を「第11条第1項第1号」に、「措置」を「市町村相互間の連絡及び調整、情報提供その他必要な援助並びにこれらに付随する業務(第16条第1項第2号の措置に係るものを除く。)」に改め、同イ中「第16条第2項」を「第11条第1項第2号のイ」に、「判定の請求」を「実情の把握」に改め、同ウを削り、同(6)の「第10条」を「第13条」に、「第19条の2第1項」を「第32条第1項」に改め、同(イ)中「第11条」を「第14条」に、「第19条の2第3項」を「第32条第3項」に改め、同(ウ)中「第10条(第19条の2第1項)」を「第13条(第32条第1項)」に、「第11条(第19条の2第3項)」を「第14条(第32条第3項)」に改め、同イの(ア)中「第7条第5項」を「第8条第5項」に、「第28条第2項」を「第37条第2項」に改め、同(イ)中「第10条」を「第11条」に改め、同(ウ)中「第11条」を「第12条」に改め、同(エ)中「第14条」を「第15条」に改め、同(オ)中「第15条」を「第16条」に改め、同(カ)中「第16条」を「第17条」に、「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同(キ)中「第18条」を「第19条」に改め、同(ク)中「第29条」を「第38条」に、「第10条、第11条、第14条から第16条まで、第17条第2項及び第18条」を「第11条、第12条、第15条から第17条まで、第18条第2項及び第19条」に改め、同ウの(カ)中「第15条」を「第16条」に改め、同(キ)中「第16条」を「第17条」に改め、同13の(3)を削り、同14の(19)の「ア」に次の事項を加える。

(キ) 第29条の2の規定による違反者の名称等の公表

別表第2の14の(26)のイを同ウとし、同アの次に次の事項を加える。

イ 理容師法施行条例(平成11年長野県条例第48号)第2条第3号の規定による承認

別表第2の14の(26)に次の事項を加える。

エ 美容師法施行条例(平成11年長野県条例第49号)第2条第3号の規定による承認

別表第2の14の(28)を削り、同(29)を同(28)とし、同(30)から(38)までを1ずつ繰り上げ、同(39)を削り、同(40)を同(38)とし、同(41)から(55)までを2ずつ繰り上げ、同15中「(29)の「ア」を「(28)の「ア」に、「(39)の「オ」並びに(42)から(52)」を「並びに(40)から(50)」に改め、同30の(1)のウ中「及び第2項」を削り、同エ中「及び第2項」を削り、同エを同カとし、同ウの次に次の事項を加える。

エ 第20条第2項の規定による報告の徴収

オ 第20条第3項の規定による報告の徴収

別表第2の30の(1)に次の事項を加える。

キ 第21条第2項の規定による立入検査等

ク 第21条第3項の規定による立入検査等

別表第2の33に次の事項を加える。

(3) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出の受理

別表第2の36の(3)のキを同クとし、同カを同キとし、同オを同カとし、同エを同オとし、同ウの次に次の事項を加える。

エ 都市計画法第32条の規定による同意(道路法の適用がある道路についての同意で、開発区域の面積が2万平方メートル以下の開発行為に係るものに限る。)

別表第2の36の(7)のアの(イ)中「(ウの(イ)の事項に限る。(ウ)において同じ。)」を削り、同ウを次のように改める。

ウ 長野県砂防指定地管理条例(平成14年長野県条例第57号)の規定に基づく次の事項

(7) 第3条第1項の規定による許可(2以上の建設事務所又は砂防事務所の管轄区域にわたるもの、砂防指定地の解除を伴うもの、発電施設の建設に係るもの、橋長25メートル以上の橋の設置に係るもの、公共施設の建設に係るもの及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第6条に規定する社会福祉施設等の建築に係るものを除く。(イ)、(エ)、(オ)、(ト)及び(ナ)において同じ。)

(イ) 第3条第2項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加

(ウ) 第4条(第12条第2項において準用する場合を含む。(カ)から(サ)までにおいて同じ。)の規定による届出の受理

(エ) 第5条の規定による国又は地方公共団体との協議

(オ) 第6条第1項の規定による変更の許可

(カ) 第8条の規定による届出の受理

(キ) 第9条の規定による届出の受理

(ク) 第10条の規定による届出の受理

(ケ) 第11条第1項の規定による届出の受理

(コ) 第11条第2項の規定による届出の受理

(サ) 第11条第3項の規定による検査及び指示

(ソ) 第12条第1項の規定による許可(発電施設の建設に係るもの及び橋長25メートル以上の橋の設置に係るものを除く。(ス)から(テ)までにおいて同じ。)

(ス) 第12条第2項において準用する第3条第2項の規定による条件の付加

(セ) 第12条第2項において準用する第5条の規定による国又は地方公共団体との協議

(テ) 第12条第2項において準用する第6条第1項の規定による変更の許可

(タ) 第13条の規定による占用料の徴収

- (フ) 第14条の規定による占用料の額の算定
- (ヅ) 第16条の規定による占用料の減免
- (テ) 第17条の規定による占用料の還付
- (ト) 第18条第1項の規定による監督処分
- (チ) 第18条第2項の規定による監督処分

別表第2の36の(8)のアの(ウ)中「許可」を「許可(2以上の建設事務所又は砂防事務所の管轄区域にわたるもの、地すべり防止区域の解除を伴うもの、公共施設の建設に係るもの及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第6条に規定する社会福祉施設等の建築に係るものを除く。(エ)から(カ)までにおいて同じ。)」に改め、同(9)のアの(イ)中「許可」を「許可(急傾斜地崩壊危険区域の解除を伴うもの、公共施設の建設に係るもの及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第6条に規定する社会福祉施設等の建築に係るものを除く。(ウ)から(オ)までにおいて同じ。)」に改め、同(13)中「8,000万円以上の工事のしゅん工検査」を「1,000万円以上の工事の検査」に、「5,000万円以上で技術的難度が高い工事のしゅん工検査」を「500万円以上の工事に係る測量、調査、設計等の委託業務の検査」に改め、同46の(4)中「及び交通安全センター」を「、東北信運輸免許センター及び中南信運輸免許センター」に、「職員宿舎」を「47の(4)の規定により警察署等の長が管理するもの」に改め、同47の(4)中「管理」を「管理及び廃止された職員宿舎に係る財産の管理(警察署等の長において管理することが適当と認められるときに限る。)」に改める。

別表第3の2中「同(10)のイ」を「同(10)のアの(ネ)、イの(ス)、ウの(ク)及び(ケ)、エの(オ)、オの(ソ)、カの(コ)、(ニ)、(ハ)、(7)及び(ハ)、キの(エ)、クの(ト)並びにケ」に、「同(21)のウ」を「同(18)のアの(フ)及び(ツ)、エの(エ)及び(オ)、オの(ウ)及び(エ)、カの(ク)及び(ケ)、キの(ウ)及び(エ)、クの(イ)、(エ)及び(オ)並びにケ、同(22)のウ」に、「同(22)、同(24)のアの(7)」を「同(23)、同(25)のアの(イ)」に、「同(49)のサ」を「同(26)のアの(ウ)及びイの(ウ)、同(50)のサ」に、「中間検査」を「検査」に、「同(56)のイの(ウ)、同(57)のア」を「同(57)のイの(ウ)、同(58)のア」に、「同(64)のイ」を「同(65)のイ」に、「同(65)、同(68)のカ」を「同(66)、同(69)のカ」に、「同(69)のイの(イ)」を「同(70)のイの(イ)」に、「同(70)のアの(7)」を「同(71)のアの(7)」に、「同(72)のアの(ウ)」を「同(73)のアの(ウ)」に、「同(73)のアの(ト)」を「同(74)のアの(ト)」に、「同(75)のアの(ス)」を「同(76)のアの(ス)」に、「同(77)のアの(イ)」を「同(78)のアの(イ)」に、「同(80)のキ」を「同(81)のキ」に改め、同4中「同(28)のアの(フ)及び(ツ)、エの(エ)及び(オ)、オの(ウ)及び(エ)、カの(ク)及び(ケ)、キの(ウ)及び(エ)、クの(イ)、(エ)及び(オ)並びにケ、同(29)のケ」を「同(28)のケ」に、「同(30)のアの(ク)、同(31)のオ、同(32)、同(33)のアの(テ)」を「同(29)のアの(ク)、同(30)のオ、同(31)、同(32)のアの(テ)」に、「同(34)のアの(7)、同(35)から同(38)まで、同

(39)のアの(ネ)、イの(ス)、ウの(ク)及び(ケ)、エの(シ)、オ、カの(テ)並びにキの(オ)並びに同(40)のイ」を「同(33)のアの(ア)、同(34)から同(37)まで並びに同(38)のイ」に改め、同7中「同(9)のアの(ク)」を「同(7)のアの(イ)及び(ウ)並びにウの(ト)及び(ナ)、同(8)のアの(カ)、同(9)のアの(オ)及び(ク)」に、「中間検査」を「検査」に改め、同7を同8とし、同6を同7とし、同5の次に次の事項を加える。

6 別表第2の30の(1)のイからクまでに掲げる事項

別表第4中「、部長、政策秘書室長」を「、部長」に改め、同1の(5)中「及び政策秘書室長」を削り、同(6)中「若しくは政策秘書室長」を削り、同3中「、政策秘書室長」を削り、同(10)及び(12)中「総務部長」を「経営戦略局長」に改める。

別表第5中「政策秘書室長及び」を削る。

別表第7中「会計局」を「会計課」に改め、同1の(1)中「及び1件」を「、1件」に、「食糧費」を「食糧費及び会計審査幹において会計課長の決裁を要すると認めるもの」に改め、同(2)中「審査」を「審査(会計審査幹において会計課長の決裁を要すると認めるものを除く。)」に改める。

別表第8の2の(11)中「(8)」を「(10)」に、「(10)」を「(12)」に改め、同(11)を同(13)とし、同(5)から(10)までを2ずつ繰り下げ、同(4)の次に次の事項を加える。

(5) 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の規定に基づく次の事項

ア 第5条第1項(第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定による登録

イ 第5条第2項(第7条第3項及び第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請者への通知

ウ 第6条第1項(第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否

エ 第6条第2項(第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定による申請者への通知

オ 第7条第1項の規定による営業区域変更の届出の受理

カ 第7条第2項の規定による変更の届出の受理

キ 第8条の規定による廃業等の届出の受理

ク 第9条第1項の規定による登録の抹消

ケ 第10条第1項ただし書の規定による県内に営業所を設置しないことの承認

コ 第14条第1項の規定による登録の取消し及び事業の停止命令

サ 第14条第3項の規定による処分に係る者への通知

(6) 廃棄物に関する事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく次の事項

ア 第14条第1項の規定による産業廃棄物の収集運搬業の許可(県外に主たる事務所を置く者に係るものを除く。イ及びウにおいて同じ。)

- イ 第14条第2項の規定による産業廃棄物の収集運搬業の許可の更新
- ウ 第14条の2第1項の規定による産業廃棄物の収集運搬業の変更許可
- エ 第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可（県外に主たる事務所を置く者に係るものを除く。オ及びカにおいて同じ。）
- オ 第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可の更新
- カ 第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬業の変更許可
- キ 第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の許可（最終処分場及び焼却施設に係るものを除く。クからコまでにおいて同じ。）
- ク 第15条の2の4第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可
- ケ 第15条の4において準用する第9条の5第1項の規定による譲受け等の許可
- コ 第15条の4において準用する第9条の6第1項の規定による法人の合併又は分割の認可
- サ 第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録

別表第8の3の(13)及び(14)を削る。

別表第10の1中「長野県東京事務所長、」を削り、同6中「長野県自治研修所長」を「長野県東京事務所長、長野県自治研修所長」に改め、「、長野県名古屋事務所長、長野県大阪事務所長」を削り、「、長野県松川ダム管理事務所長及び長野県筑北ダム建設事務所長」を「及び長野県松川ダム管理事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第2の5の(58)のアの改正規定、同イを改め、同イを同ウとする改正規定及び同アの次に同イを加える改正規定は、平成15年4月16日から施行する。

人事活性課

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第36号

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則

(知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則の一部改正)

第1条 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則(昭和36年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

本則第3号中「調整幹」の次に「、企画幹」を加え、本則第6号中「管理所長」の次に「、技術主幹」を加える。

(長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

本則第2号中「調整幹」の次に「、企画幹」を加え、本則第5号中「管理所長」の次に「、技術主幹」を加える。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

人事活性課

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成15年3月31日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

○長野県公営企業管理規程第3号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「電気課長」を「総務課長、電気課長」に、「水道課長及び地域開発課長」を「及び水道課長」に改める。

第19条第1項第2号中「(総務課長にあつては、オ、カ及びキを除く。)」を削る。

第137条中「総務部長」を「経営戦略局長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。

(長野県企業局事務処理規程の一部改正)

2 長野県企業局事務処理規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

別表第4の2の(2)中「(総務課長を除く。)」を削る。

総 務 課

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月31日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

○長野県人事委員会規則第5号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第34条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、「あらかじめ人事委員会の承認を得て」を削り、「を臨時的任用を」を「を臨時的に任用」に改め、同項ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、第1号又は第2号に該当するときは、法第22条第2項前段の人事委員会の承認があつたものとみなす。

第34条第1項第2号中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、前項第1号又は第2号に該当する場合において同項の規定により臨時的任用を行つたときは、その旨を人事委員会に報告しなければならない。

第34条第3項を削る。

第35条第1項中「、あらかじめ人事委員会の承認を得て」を削り、「前条第2項第3号の規定による」を「前条第1項第1号又は第2号に該当する」に、「その」を「法第22条第2項後段の人事委員会の」に改め、同条第2項中「前条第3項」を「前条第2項」に、「前項後段の規定により」を「同条第1項第1号又は第2号に該当する」に改める。

別表第1の6中「交通安全センター所長」を「運転免許本部長」に改める。

別表第2中「ガス技師」を「ガス技師長 ガス技師」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月31日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

○長野県人事委員会規則第6号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「|政策秘書室長|」を「|経営戦略局長|」に、「|東京事務所長|」

を「|産業活性化・雇用創出推進局長|」に、「|技術参事
高速道・北陸新幹線局長|」を

「|技術参事|」に、「|自治研修所長|」を「|自治研修所長
消防学校長|」に、

「
動物愛護センター所長
消防学校長
情報技術試験場長
」

を「|情報技術試験場長|」に、

「
県立長野図書館長
警察本部の部長
」

を「|警察本部の部長|」に、「|交通安全センター所長|」

を「|運転免許本部長|」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「政策秘書室長」を「経営戦略局長」に、「高速道・北陸新幹線局長」を「産業活性化・雇用創出推進局長」に、「政策秘書室の企画幹(代決権を有するものに限る。)

主任行政監察員 主任考査相談員 高速道・北陸新幹線局の次長 会計局の次長 室長 行政改革推進室の企画幹」を「室長 チームリーダー 代決権を有する企画幹並びに政策チーム、公共事業改革チーム、行政システム改革チーム、人事活性化チーム及び財政改革チームの企画幹」に、「産業活性化・雇用創出推進室の企画幹(代決権を有するものに限る。)」を「高速交通網整備推進幹」に、「政策秘書室の主任企画員(代決権を有するもの及び秘書又は政策調整担当のものに限る。)

行政監察員 考査相談員 高速道・北陸新幹線局の次長補佐(代決権を有するものに限る。)

会計局の次長補佐(代決権を有するものに限る。)

室長補佐(代決権を有するものに限る。)

行政改革推進室の主任企画員 県立病院室の主任企画員(代決権を有するものに限る。)

政策秘書室の企画員(代決権を有するもの及び秘書又は政策調整担当のものに限る。)

並びに秘書又は政策調整担当の主査及び主任 人事活性化課の係長 人事活性化課の職員団体に関する事項を担当する企画員、主査、主任及び主事並びに人事、給与又は服務担当の主査、主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。)

行政改革推進室の企画員、主査及び主任 財政改革課の係長及び企画員」を「室長補佐(代決権を有するものに限る。)

代決権を有する主任企画員、広報広聴チームの秘書担当の主任企画員並びに政策チーム、公共事業改革チーム、行政システム改革チーム、人事活性化チーム及び財政改革チームの主任企画員 構造改革支援主幹 代決権を有する企画員、広報広聴チームの秘書担当の企画員並びに政策チーム、公共事業改革チーム、行政システム改革チーム、人事活性化チーム及び財政改革チームの企画員」に、「法規学事課の法規審査係長並びに法規審査係の法規審査担当の主査、主任及び主事」を「広報広聴チームの秘書担当の主査、主任及び主事、政策チーム、公共事業改革チーム及び行政システム改革チームの主査、主任及び主事並びに人事活性化チームの主査、主任及び主事(内部事務総

合システム担当を除く。)」に、「| 西駒郷 | 所長 次長 |」を

「| 西駒郷 | 所長 管理部長 |」に、

名古屋事務所	所長
大阪事務所	所長
計量検定所	所長

 を

「| 計量検定所 | 所長 |」に、

河川改良事務所	所長
ダム建設事務所	所長

 を

「| 河川改良事務所 | 所長 |」に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「総務課庶務係」を「教育振興課教育振興係」に、「服務担当の主査、主任及び主事（企画に関する事務を行うものに限る。）」を「服務担当の主査、主任及び主事（企画に関する事務を行うものに限る。） 高校教育課管理係の企画員」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第38条の2第1項中「、名古屋市及び大阪市」を削り、同条第3項中「次の各号に掲げる割合に応じ、当該各号に定める地域」を「当該地域について100分の12の割合の区分」に改め、同項各号を削る。

別表第2のシ中「交通安全センター所長」を「運転免許本部長」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の身体障害者リハビリテーションセンターの項及び西駒郷の項中「生活指導」を「生活支援」に改め、同表の工科短期大学の項及び技術専門校の項を削り、同表の動物愛護センターの項の次に次のように加える。

工科短期大学校	学生の教授若しくはその研究の指導又は研究に従事することを本務とする職員	5
技術専門校	養成訓練の指導に従事する職業訓練指導員である職員	4
	成人職業訓練の指導に従事する職業訓練指導員である職員	1

別表第1の盲学校ろう学校養護学校の項及び小学校中学校の項中「特殊教育」を「自律教育」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第5条 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表のアの知事の事務部局の項中「|政策秘書室長|」を「|経営戦略局長|」に、
「|東京事務所長|」を「|産業活性化・雇用創出推進局長|」に、

「|技術参事
高速道・北陸新幹線局長|」を「|技術参事|」に、「|自治研修所長|」を

「|自治研修所長
消防学校長|」に、「|看護大学の事務局長|」を「|看護大学事務局長|」

に、「|動物愛護センター所長
消防学校長
情報技術試験場長|」を「|情報技術試験場長|」に、

「|高速道・北陸新幹線局次長
会計局次長|」を「|チームリーダー
東京事務所長|」に、

「|上田保健所長、飯田保健所長、松本保健所長及び長野保健所長以外の保健所長|」
を

「|上田保健所長、飯田保健所長、松本保健所長及び長野保健所長以外の保健所長
動物愛護センター所長|」

に、「|松本空港管理事務所長
自治研修所次長
東京事務所次長|」を「|自治研修所次長
松本空港管理事務所長|」に、

「|介護センター所長|」を「|介護センター所長
信濃学園長|」に、「|信濃学園長
西駒郷次長
労政事務所長
技術専門校長|」を

「|労政事務所長|」に、「|食肉衛生検査所長
動物愛護センター次長|」を

「|食肉衛生検査所長|」に、

「名古屋事務所長
大阪事務所長
計量検定所長」を「計量検定所長
技術専門校長」に、「土地対策幹
人事幹
主任考査相談員
主計幹」を

「流域対策幹」に、「市町村振興幹」を「市町村振興幹
地域政策幹」に、

「人権・同和政策幹」を「人権尊重推進幹」に、

「主任林業専門技術員」を「信州の木利用推進幹
主任林業専門技術員
高速交通網整備推進幹」に、

「会計審査幹」を「会計審査幹
会計指導幹
調査幹
工事検査幹
消防学校副校長」に改め、「佐久地方事務所の総務課長」

の次に「厚生課長」を加え、「土地改良第一課長」を「土地改良課長」に改め、「上小地方事務所の総務課長」の次に「税務課長、生活環境課長」を、「厚生課長」の次に「生活環境課長」を加え、「土地改良第二課長以外の」を削り、「更生訓練部長及び保護部長」を「部長」に、

「中央児童相談所次長
工科短期大学の副校長、事務局長及び教授
長野技術専門校副校長」を「中央児童相談所次長」

に、「自然保護研究所次長
消防学校副校長」を「動物愛護センター次長
自然保護研究所次長」に、

「創業支援センター次長」を

「工科短期大学の副校長、事務局長及び教授
長野技術専門校副校長」に、

「浅川改良事務所長
筑北ダム建設事務所長」を「河川改良事務所長」に改め、同アの教育委員
会の事務局及び教育機関の項中「総合教育センター所長
県立長野図書館長」を
「総合教育センター所長」に、「体育センター所長」を
「体育センター所長
県立長野図書館長」に、「生涯学習推進センター次長
県立長野図書館次長」を
「生涯学習推進センター次長」に改め、同アの地方労働委員会事務局の項中
「調整幹」を「調整幹
調整総務課長」に改め、同表のウ中
「交通安全センター所長」を「運転免許本部長」に、「機動隊長」を
「運転免許センター所長
機動隊長」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

人事委員会事務局